

『法学講義』の編別構成逆転の理由

田 中 正 司

1) アダム・スミスが 1760 年代にグラスゴウ大学で行っていた法学に関する講義ノートが戦後新たに発見されたことは、今日ではすでに旧知の事柄に属する。この新たに発見されたいわゆる

「A ノート」が '62—'63 年の講義のそれであることは明白であるが、この A ノートは、'63—'64 年の講義を基底にしたものと推定されているキャナン版「B ノート」といくつかの点で異なっている。

第一の相違点は、B ノートが講義の原ノートではなく、販売用の梗概記録でしかないのに対し、⁽¹⁾ A ノートは聴講者自身の手による完全ノートである点である。これは、講義内容の精密さの点だけでなく、B は要約がスミス自身の手によるものでない点で文書の信頼性に問題があるのに対し、A の論理は '60 年代におけるスミスの講義内容そのものである点で大きな意味をもっている。

第二の相違点は、A が B より網羅範囲が狭く、とくに治政論は全体の 3 分の 2 位の、貨幣論の最終部分で終わっている点である。B が要約ノートでしかないにもかかわらず、スミスの講義の全体像を知るには B の方が A より適しているといわれる理由の一つはそこにある。

第三の相違点は、B の正義論ノートが公法→家族法→私法の順で展開されているのに対し、A ノートでは私法→家族法→公法と、展開の順序が逆転している点である。スミスは、B ノートの中で B の方法を「ローマ法学者 (civilians)」の方法と呼び、A のそれを「他の人々 (others)」の方法と呼んでいるが (LJB, 11)、この「他の人々」の方法が彼の師ハチスンを含む自然法学者の方法であることは明らかである。スミスは B ノートでは A ノートで採用していた近代自然法の方法とは異なる市民法の方法を採用したのであるが、この逆転は、法学の本質把握に関する方法上の大逆転を意味するものとして、大変重大な、興味深い問題である。にもかかわらず、その理由や意味は一般にほとんど問われていない。たとえば、B ノートの公刊直後の時点でいち早くその内容がハチスンのそれと類似していることを指摘したキャナンやスコットは、ハチスンの体系と B ノートとの構成上の逆転関係を認めながらも、逆転の意味は問うていない。⁽²⁾ これは B が発見されたばかりの当時としては当然のことであるが、新たに発見された A ノートの四段階論の意義を積極的に評価したミークも、A—B 間の構成上の逆転の意味や根拠にはふれていない。『法学講義』に関する世界最初の研究書を公刊したホーコンセンも、体系変更の理由を「出発がさし迫っていた」点に求めるだけで、「当面の議論は何も講義課程の順序に依存しない」として、⁽³⁾ 両者を無区別に扱っている。同様に、スキナーも、逆転の意義・根拠を問題にすることなく、逆に、B ノートの方が A ノートより体系的でより完全であることから、B 基準で議論している。

このように A—B を事実上無差別に考える見解が、A—B の主題と内実の実質的同一性を根拠にしていることは明らかである。事実、私法—公法の配列は変っても、各編の主題と内実とは、基本的には同じで、大きな差異はなく、A は B の詳論的性格をもっている。『法学講義』の編者が A ノートの意義の一つを B ノートの意味明確化に求め、A—B の照合を B 基準で行った所以もそこにある。⁽⁴⁾ A—B 間の構成逆転はこうした視点からみる限り特別の意味をもつものではなく、たんなるカードの組み替えにすぎないようにみえる。しかし、A—B 間の構成逆転はたんなるカードの組み替えではない。仔細に検討すると、A—B 間には後述のように論理展開上の微妙な差異がみられるだけでなく、構成逆転の帰結として論理の意味変化が生まれていることが注目される。

こうした A—B 間の内実の差異と構成逆転の根拠が問われねばならぬより大きな理由は、これまでのような B 基準では、従来と同じ実定法原理論になってしまい、アングス・ノートから『道徳感情論』と『法学講義 A—B』をへて『国富論』に至るスミスの思想形成の出自と動態が十分認識されえない点にある。スミス思想の源泉を知るには、『講義』の編者も認めているように、A ノートの方が便利で、ハチスンとの関係も A の方が明瞭であるが、A の意義はそれだけではない。A ノート発見の最大の意義は、'50 年代前半のアングス・ノート段階の講義ではプーフエンドルフやハチスンと基本的には同じ自然法の論理に従っていたスミスの思想展開の動態を発生史的に解明す

る手掛りを提出した点にあるが、ここでの問題は、アングス・ノートやAノートでは「他の人々」の方法に従っていたスミスが、Bノートでなぜ配列を逆転させて、ローマの市民法学者の方法を採用したかにある。

2) この逆転の理由・根拠については、山本哲三氏の見解がある。山本氏は、Aノートにおける私法先行の理由をハチスンの影響に求めた上で、逆転の理由をAノートの法制度史的考察の帰結として生じた ④所有権の状態と政府の形態との対応関係の認識と、⑤所有権論と治政論との関連の明確化に求めている。その上で、Bの意義・特色をAの内容の整理・体系化に求めている。この山本説には、いくつかみるべき点があり、拙論と共通する面もあるが、その論拠は曖昧で、私見とは論拠も論証過程も全く異なるので、以上の紹介にとどめる。A—B 逆転の根拠については、その他に、Aの分析の結果、政治的要因の重要性を認識するようになったためではないかとの政治的要因説をとる論者もいるようであるが、A—B 間の配列逆転にはより以上にA—Bの内容の微妙な差異がからんでいるように思われるので、両者の内容面の差異の考察から私見に入ることにしよう。

A—Bを対比的に考察するとき、編別構成の逆転とならんで注目される差異は、BノートではAノートの歴史的考察の結果が理論的概念装置として前提され、嚮導概念化されている点である。たとえば、スミスはBノートの「正義」論の冒頭部分で、「所有権と市民政府は相互に密接な依存関係にある」(LJB, 11)として、所有権の状態と政府の形態との相関性を強調している。Aノートにはこれに対応する文はなく、政府論の終り近くで実質的に同じ趣旨の議論が展開されているにすぎない。Bではそれが公法論に先立って議論され、政府論の嚮導概念にされたのである。有名な権威と功利の原理に関する議論も同様で、BノートではAノート(LJA, v. 129-132)とちがって、公法論の終末部分ではなく、はじめ(LJB, 12-14)にきている。これらの事実は、Bの論理展開がAの歴史的分析を前提し、その論理的帰結から逆に出発することによって、問題を一般理論化する意図の下になされていたことを示している。そうした視点からA—Bの微妙な差異をあえて強制的に指摘すれば、BはAの分析を前提し、Aの結論から出発したものとして、「市民社会史に関するスミスの講義」をより一般理論化しようとしたものといえることができるであろう。

こうしたA—Bの基本性格の差異を象徴しているのが、A—B間における法と政府の定義の変化である。Bノートでは「法学は、あらゆる国民の法の基礎たるべき一般諸原理を探究する科学であり」(LJB, 1)、「法学は法と統治の一般諸原理に関する理論である」(LJB, 5)として、法の四大目的が抽象的に語られている。これは、「法学は市民政府が指導さるべき規則に関する理論である」(LJA, i. 1)として、政府の意図が具体的に論じられているAの導入部と対照的であるが、Bは定義だけでなく、全体としてAよりはるかに抽象度が高い。こうしたBの抽象性の一つの根拠としては、Bが要約ノートであることが考えられるが、講義それ自体にも、BにはAの論点や歴史的分析の帰結を内容的に整理・統合して、首尾一貫性を確立しようとする意図が感じられる。分業論や銀行論には、そうした性格のちがいが明確に示されているといえるであろう。

3) A—Bを対比的に考察すると、このようにBにはAの歴史的分析の結果の整理・統合による問題の一般理論化の意図が窺われる。こうしたBの特質が、構成逆転の帰結なのか原因なのかを判定する根拠はないが、逆転と関係があることだけは確かである。スミスは、Bノートでローマ法学者の方法を採用したため、歴史的分析そのものよりも、その帰結の一般理論化の必要に迫られたとも考えられるし、逆に、Aノートの歴史的分析の結果を嚮導概念化することによって、問題を一般理論化するため、配列を逆転させて公法論を前にもってきたと考えることもできるからである。しかし、上の事実それ自体は逆転の積極的な理由にはならないことは明らかである。

スミスがBノートで市民法の方法に従って編別を逆転させたより本質的な理由ないし根拠としては、Aの論理が基本的にスミスの論理的前提ないし思想的立場と矛盾する性格をもっていたことが考えられる。たとえば、私法論からはじめて、その上に政府論を導く「市民社会」(政治社会)形成史論としてのAの論理は、「自然的状態」の想定から出発してその上に政治社会形成原理を導いていたハチスンにみられるように、自然法的枠組を前提したものであった。それは、ハチスン批判、ハチスン道德哲学体系の注解としてのAの論理の当然の枠組をなすものであったが、この自然法的枠組は、法学に関する議論を上述のような法と政府の定義からはじめるスミスの立場の基本前提とも、自然法的仮定に対する彼の批判的立場とも、基本的に矛盾せざるをえないことは明らかである。スミスが所有権を他の自然権と異なって、「その状態が政府の形態と共につねに変化する」「取得権」としていたことも(LJB, 11)、この矛盾を痛感させたと考えられる⁽⁷⁾。スミスは、前述のようなAの歴史的分析の帰結の一般理論化に対応して、市民法の方法を採用することによって、政府前提の実定法原理論としての理論の一貫性を確立しようとしたのである。

しかし、スミスが構成を逆転させたことには、その他にさらに、Aの編別構成にはより内容的な面でも問題があったことが注目される。

私法(所有権—交換契約)論から出発して、その上に家族法⇒政府(公法)→治政(経済)論を導くAの論理は、ハチスン政府論批判を主題としたものであった。スミスは、自然法(私法)論の矛盾・不完全性の揚棄を政府の政策に求めたハチスン政府論を批判するため、経済論を自然法(私法)論から独立させ、それを政府の治政論として政府論のあとにもってきたのである。こうしたAノートにおける自然法の構成逆転が法学からの経済学の独立の契機になったことは周知の事実であるが、それは同時に、所有(権)論と経済論とが有機的にとらえられていた自然法の論理の分裂を意味するものであった。自然法の論理は、所有権の基礎付けから出発して、所有の交換に伴う契約の原理を明らかにした上で、その強制機関としての政府の原理を導くものであった。自然法論者が契約論の中で経済問題を論じていたのも、このような交換契約の原理を明らかにするためであった。スミス自身も、'50年代前半の講義では、アングス・ノートの示すように、自らこうしたプーフエンドルフ、ハチスンの自然法の論理に従っていたが、Aノートでは、経済論を契約(私法)論から分離・独立させた上で、その自律性の論証を治政論の主題とすることによって、経済理論を政府批判原理としたのであった。それがAノートの治政論の中心主題であったことは別稿で論証した通りであるが、この政府批判原理論としての治政経済理論の展開は、Aノートの編別構成の示すように、所有・契約論とその原理としての経済論とが政府論によって分断されるという形で行われたのであった。スミスは、所有→交換契約→経済(の矛盾・不完全性)→(その解決機関としての)政府という、ハチスン自然法学の論理を批判するため、Aノートでは経済論を契約論から分離・独立させた上で、その自律性の論証を政府論に続く治政論で行ったのであるが、しかし、政府の治政批判のためには、経済論を政府論のあとにもってこなければならない必然性は別に存在しない。逆に、Bノートのように、自然法論と政府論との順序を根本的に逆転させて、政府(公法)論から出発することにすれば、私法=所有権論と所有の交換に伴う契約の原理論としての経済論との一体性を損うことなしに、政府批判を行うことが可能となるであろう。スミスがBノートで、自然法論→政府論という近代自然法の編別構成を根本的に逆転させる一方、経済論を契約論から分離・独立させる形で、政府→所有権論→経済論を展開した理由の一つはここにあったといえるであろう。これは、近代自然法の人間本性論→自然法論→市民政体(政府)論という構成の基本的逆転の上に、改めて市民社会論(自然法論)としての経済理論の本来の構成に戻ったものと考えられるが、このBノート

の構成の方が、政府前提の実定法原理論としてはもとより、市民社会理論としてもすっきりしていることは明らかである。

4) スミスがBノートで「市民法の方法の方が全体としてより望ましいと思われる」(LJB, 11) とのべた理由は、以上のような諸点にあったと考えられる。A—B の構成逆転は、たんなるカードの組み替えではなく、実質的な内容・性格の変化・変質を意味するものであったのである。しかし、B ノートが上述のような意味でA ノートよりすっきりしているということは、スミスの思想形成上に果したA ノートの独自の意義を何ら減ずるものではない。逆に、スミスがB ノートで展開したローマ法学者の方法と B ノートの内実は、スミスが A ノートで展開していた歴史理論の後退をもたらし、歴史と理論の関係を基本的に逆転させるものであったのであるが、そのことの意味と帰結については、稿を改めて語らねばならない。

- (1) Cf. Adam Smith: *Lectures on Jurisprudence*, ed. by R.L. Meek, D.D. Raphael & P.G. Stein, Oxford, 1978, Introduction, pp. 7, 23. テキスト本文の引用ページは、本文中に引用文に続けて上掲テキストの章節符号で表示する。
- (2) Cf. E. Cannan ; Editor's Introduction to his edition of *Lectures on Justice, Police, Revenue and Arms* by Adam Smith, pp. xxv-xxvi. W.R. Scott ; *Francis Hutcheson*, Kelley Rep., pp. 231-33.
- (3) K. Haakonssen ; *The Science of a Legislator, The Natural Jurisprudence of David Hume & Adam Smith*, Camb., 1981, p. 104.
- (4) Cf. Smith, *op. cit.*, pp. 23-27, 32.
- (5) 山本哲三, スミス経済学の所有論的考察(-), 筑波大経済学論集, 第4号, 1979, 73-76 ページ参照。
- (6) John Rae ; *Life of Adam Smith*, Lond., 1895, p. 53, 大内兵衛・節子訳 67 ページ。
- (7) ただし、所有権が自然権と異なる「取得権 (adventitious, acquired right)」であるということは、必ずしもそれが政府の存在を前提することを意味するものではなく、従ってまた市民法の方法のみが唯一、それに適合する方法であることを意味するものではない。LJB, 11 の思想は、所有権と政府の相関関係を説明するのに、二つの接近方法があるとしているだけで、取得権としての所有権の問題を説明するには市民法の方法のみが唯一適合的な方法だとは断定していないことに注意されたい。ちなみに、スミスが批判対象としたハチスンは、近代自然法の方法に従いながら、所有権は取得権であるとしている。
- (8) Cf. Meek, R.L. ; New light on Adam Smith's Glasgow lectures on Jurisprudence, *History of Political Economy*, 8-4, 1976, pp. 453-4, 462-4, 469-471. later rep. in his *Smith, Marx and After*, 1977, 時永淑訳, 129-130, 144-148, 156-160 ページ参照。

(一橋大学社会学部教授)